

諫早市立図書館資料収集方針

1 基本方針

諫早市立図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく公立図書館として、「図書館の自由に関する宣言」を尊重して資料を収集する。

- (1) すべての市民の知る権利、学ぶ権利を保障するために、市民の要求および社会的動向などが十分反映されるよう配慮して、市民の学習、文化、教養、調査研究、実用及び趣味・レクリエーション等に資する資料を各分野にわたり幅広く収集する。
- (2) 思想的・宗教的・政治的立場にとらわれず、自由で公正な資料の収集を行う。多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (3) 図書の閲覧に支障がある市民に対しては、その利用に適した資料を収集する。
- (4) 収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
- (5) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (6) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりはしない。

2 収集資料の種類

- (1) 一般図書、地域・行政資料、参考図書、児童図書
- (2) 新聞・雑誌等の逐次刊行物
- (3) 郷土資料
- (4) 映像・音響資料等の視聴覚資料
- (5) バリアフリー資料
- (6) その他、図書館法第3条に規定する図書館資料を補完するものは、必要に応じて収集するものとする。

3 収集しない資料

- (1) 差別を助長する目的で書かれたもの
- (2) 個人を中傷する目的で書かれたもの
- (3) 営利目的および宣伝色が強いもの
- (4) その他、図書館の選書会議において適当でないと判断したもの